

# 身体拘束等の廃止・適正化のための指針

株式会社メルシィ

## 身体拘束等の廃止・適正化のための指針

当法人では、職員一人ひとりが身体拘束は、  
利用者の生活の自由を制限するものであり、  
利用者の尊厳ある生活を阻むものであることを銘記し、  
利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく  
身体的・精神的弊害を理解し、  
拘束廃止に向けた意識をを持った支援の実施に努めます。

### 1 身体拘束について

障害者虐待防止法において障害者虐待が禁止されていますが、  
障害者福祉施設従事者等による身体的虐待としては、同法第2条第7項第1号により、  
「障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、  
又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」と定義され、  
正当な理由のない身体拘束は虐待にあたるとされています。  
身体拘束の具体的な内容としては、以下のような行為が該当します。  
これらはあくまで例であり、  
「利用者の生活の自由を制限し、利用者の尊厳ある生活を阻む行為」  
という観点から身体拘束の該当性を判断します。

- ① 車いすやベッド等に縛り付ける。車いすやベッド等に縛り付ける。
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③ 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえ付けて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

## 2 身体拘束が例外的に認められる場合の要件について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準

平成18年9月29日付厚生労働省令第171号第73条等において、

「…利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、**身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）**を行ってはならない。

「…やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。」

### （ア）やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

やむを得ず身体拘束を行う場合には、以下の3要件を全て満たし、**その場合であっても身体拘束を行う判断は組織的にかつ慎重に行う。**

#### ① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が**危険にさらされる可能性が著しく高い。**

切迫性を判断する場合には、  
身体拘束による心身のダメージを十分に考慮し、本人の生命や身体を保護するうえで身体拘束が必要かどうかを確認する。

#### ② 非代替性

身体拘束その他の**行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。**

非代替性を判断する場合には、  
まず身体拘束を行わずに支援する全ての方法の可能性を検討し、  
利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、  
他に代替手法が存在しないことを**複数職員で確認**する。

#### ③ 一時性

身体拘束その他の**行動制限が一時的であること。**

一時性を判断する場合には、  
本人の状態像等に応じて必要とされる**最も短い拘束時間**を想定する。

## (イ) 身体拘束を行う場合の手続き

### ① カンファレンス 検討委員会による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束を行う場合には、検討委員会、個別支援会議等において組織として慎重に検討・決定する。

個別支援会議等には、**管理者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者**、支援方針について権限を持つ職員等が出席する。また、必要に応じて**相談支援専門員**の同席も検討する。

身体拘束を行う場合には、**個別支援計画に身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由**を記載すること。

会議によって身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期等を統一した方針の下で決定すること。

利用者個々人のニーズに応じた個別の支援を検討すること。また、廃止に向けた取組改善の検討会を早急に行い実施に努めます。

### ② 本人・家族への十分な説明

身体拘束を行う場合には、**内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所改善に向けた取組方法**を詳細に説明し、理解が得られるように努めます。

また、身体拘束の同意期限を終え、なお拘束を必要とする場合については、**事前に本人や家族に説明**をした内容と方向性、利用者の状態などを確認・説明し、同意を得たうえで実施する。

### ③ 行政への相談、報告

行動制限・身体拘束する場合、市町村の障害者虐待防止センター等、行政に相談・報告して、行動制限・身体拘束も含めた支援についてのアドバイス、理解を得る。

下関市虐待通報窓口	下関市障害者虐待防止センター	
	TEL	083-231-1959
	FAX	083-235-3210



#### ④ 必要な事項の記録・再検討

身体拘束を行った場合には、その**態様及び時間**、その際の**利用者の心身の状況**並びに**緊急やむを得ない理由**等必要な事項を**記録**すること。

身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を**随時検討**します。その記録は**5年間保管**。

**毎年4月**に身体拘束適正化に関する自主点検・改善計画書の記入、**毎年9月**に簡易身体拘束適正化に関する自主点検表で点検すること。

#### ⑤ 身体拘束の解除

④の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかにの記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。

なお、一旦、その時の状況から試行的に身体拘束を中止し必要性を確認する場合、再度、数日以内に同様の対応で本人や家族の了承のもと同意書の再手続なく同様の対応を実施させていただきます。

### 3 身体拘束廃止及び適正化に向けた組織体制

#### (1) 身体拘束適正化検討委員会の設置

当法人では、身体拘束の廃止に向けて身体拘束適正化検討委員会を設置します。

(身体拘束適正化検討委員会設置規定・体制図 参照)

#### (2) 身体拘束適正化のための職員研修

当法人では職員に対し身体拘束等の適正化のための研修を年1回以上実施します。実施の内容は開催の都度、記録を作成します。

### 4 指針の閲覧

この指針は求めに応じていつでも法人内にて閲覧できるようにするとともに、当法人のホームページにも公表し、いつでも利用者及び家族が自由に閲覧できるようにします。

附則 この指針は令和5年9月1日より施行する。